



2020年2月18日  
AGS 税理士法人  
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥  
米国公認会計士 トーマスナイン

## シンガポール移転価格文書化の規定について

シンガポールの移転価格税制に関しては、2018年2月にシンガポール移転価格文書化について2018年所得税規則（Income Tax (Transfer Pricing Documentation) Rules 2018）と同時に改訂版移転価格ガイドライン（第5版）が公表され、2019年以降の賦課年度（Year of Assessment：以下「YA」）から適用となっており、シンガポールの法人税申告期限である事業年度の翌年の11月末までに作成することが求められています。

### 1. 適用時期及び作成期限

2018年1月1日以後終了する（2019年賦課年度）シンガポール法人の事業年度より適用が開始されています。なお、2019年賦課年度は、前年（暦年会計であれば2018年1月1日から2018年12月31日まで）の年間所得を課税対象としています。移転価格文書は、シンガポール法人の法人税申告期限（事業年度末日が含まれる暦年の翌年11月末）までに作成する必要があります。たとえば、納税者が暦年事業年度を採用していない場合で、年度末が2018年6月末等の場合は、2017年7月1日から2018年6月30日の事業所得が2019年賦課年度(YA2019)の課税対象となります。なお、移転価格文書の作成言語は英語となります。

### 2. 移転価格文書の範囲

シンガポール当局は、OECDのBEPS Action 13を採用していますが、マスターファイル（MF）とローカルファイル（LF）を別個のレポートとして明記しておらず、MF及びLFで要求される情報が含まれている限りにおいては、1冊の文書にすることも認められています。一方、他方の国でMF及びLFを分けて作成することを前提とすると、OECD Transfer Pricing Guidelinesの提示しているMF及びLFに分ける形式も容認されており、実際に行われています。

### 3. 対象となる法人及び取引

国外関連取引があるシンガポール法人で、S\$10,000,000（約8億円）以上の総収入がある企業が対象となります。その場合でも、下記の場合は作成義務が免除されます。

- グループ間の棚卸資産取引がS\$15,000,000（約12億円）以下、または
- グループ間の役務提供取引がS\$1,000,000（約8,000万円）以下の場合

#### 4. ペナルティー

下記の場合に **S\$10,000 (約 80 万円)** を上限にペナルティーが課せられる可能性があります。

- 移転価格文書が法定申告期限までに整備されていない場合
- 移転価格文書で要求された項目が未記載の場合
- 最低 5 年間保管（ソフト・ハードコピーのどちらでも可）していなかった場合
- 当局の要求から 30 日以内に移転価格文書を提出できなかった場合

なお、本ペナルティーに加え、シンガポール当局の要求に応じて LF をタイムリーに提出できない場合、更正所得金額（繰越欠損金控除前）に応じて 5% のサーチャージも課せられます。

以上

（問い合わせ）

渡辺清弥：k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン：thomas@agsc.co.jp